

令和7年度シンガポールにおける北陸三県連携食品等販路拡大業務 仕様書

1 委託業務名

令和7年度シンガポールにおける北陸三県連携食品等販路拡大業務

2 事業の目的

現地レストランを拠点に、三県産食材を活用したメニューフェアの開催や三県産食品・日本酒等の販路拡大につながるプロモーションの実施により、シンガポールにおいて福井県、石川県、富山県（以下「三県」とする。）のそれぞれの食材や加工品、日本酒等の販路を拡大する。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年1月30日（金）までとする

4 委託業務内容

（1）三県産食材を使用したレストランフェア

① 内容

- ・レストランを2店舗程度設定し、それぞれ2週間以上、三県産食材を使用したメニューフェア（新たに考案されたメニュー等）を実施すること。
- ・インフルエンサー等を活用した効果的な発信を行うこと。
- ・三県産食材を使ったフェアに協力いただけるレストランを企画提案書の提出までに調整（仮押さえ等）し、提案すること。
- ・三県産食材を効果的にPRできるよう会場をアレンジ（ポスター掲示、メニュー表の作成、パンフレットの設置等）すること。
- ・フェア終了後も継続的に三県産食材を取り扱ってもらえる工夫をすること。
- ・シェフに食材の提案および料理メニューの作成を依頼すること。
- ・三県産食材の使用を促進し、かつ、レストランに継続取引へ向けたフォローを行うこと。
- ・来客向けの食材説明資料を作成すること。

② 食材選定

- ・実施するレストランごとに三県産食材をバランスよく取り扱うこと。（具体的な品目数を企画提案書に記載すること）
- ・食材のほか、三県の日本酒や伝統的工芸品を取り入れるなど、北陸の食文化の発信、PRとなるよう工夫すること。
- ・必要に応じて、シェフと生産者のオンラインミーティングを行うこと。

③ フィードバック

- ・来客アンケート調査を実施し、分析結果を三県、レストランならびに参画事業者へフィードバックすること
- ・シェフ等にアンケートを実施し、フェア期間における使用食材・食品の量や販売額を把握

するとともに、その結果を分析し、三県ならびに参画事業者へフィードバックすること

(2) 備考

- ・事業については、それぞれ効果的な時期に実施すること
- ・参加希望事業者の募集にあたっては、事業者向け事業説明会を募集前または、募集中に行うこと
- ・委託事業者は、受託が決まり次第参加希望事業者を募集し、決定する。なお、採択されなかった事業者から問い合わせがあった場合は、不採択の理由等を説明すること。また、募集にあたっては、輸出に必要な認証の有無など海外企業との取引において必要とされる条件を事前に委託者と共有すること
※募集の結果を三県に共有するとともに、三県からの求めに応じて、相談の上、参加事業者を随時追加できるものとする。
- ・取扱商品及び食材の選定後、参加事業者と面談を行い、詳細を把握、決済や価格等販売に関する希望条件を調達すること。なお、受託事業者は、参加事業者と協議のうえ、販売にかかる費用も考慮して販売価格を決定することが出来るものとする。なお、取り扱う商品及び食材については事前に三県に報告すること
- ・サンプルの提供や送料、各種認証費用は、県内事業者に負担を求めてもよいものとする。当該方針について、企画提案書に記載すること。
また、取扱商品・食材については買い取りすること。
- ・パンフレットのほか、WEBサイト、SNS、メディア、インフルエンサー等を活用し、情報を発信し集客すること。また、どのような媒体を活用するのか具体的（サイトの概要、アカウント、人数等）にかつ、期待される効果も企画提案書に記載すること。
- ・輸出に必要な書類作成等、県内事業者の輸出手続きをサポートできる担当者を配置すること。
- ・本委託事業に関連して三県関係者や参加事業者が海外に渡航して商談する場合、バイヤー等とのコーディネートおよびアテンド（通訳を含む）等円滑な商談のサポートをすること。その際の参加事業者の渡航費等は参加事業者負担とする。
- ・参加事業者からの購入額（仕入額）を品目、数量、金額で報告すること
- ・レストランフェアの販売目標額や対象数のKPIを設定すること

(5) 自由提案

- ・本業務の委託金額内で実施可能な独自の取組案およびその効果を提案すること
（例えば、フェア期間中に現地バイヤー等を招へいた商談会の実施等）

(6) 計画書と報告書

①計画書

- ・委託期間開始日から2週間以内に、業務計画書を提出の上、三県に対して対面もしくはオンラインにて説明を行うこと。（業務の概要、実施方針、作業工程計画、実施体制等を記載した資料を作成すること。）
- ・県に対し、月次報告書を作成し、提出すること。なお、記載内容は、実施業務全般、販売実績、翌月の計画等を記載すること。業務やイベントの写真データもあればあわせて提

出すること。なお、提出期限は翌月 7 日までとする。ただし、7 日が休業日の場合は翌営業日とする。1 月分については、令和 8 年 1 月 3 0 日（金）までに提出すること。

②報告書

- ・業務終了時には、三県に対し、事業実施報告書を作成し、提出すること。また、参加事業者に対しても、最終的な販売実績や在庫数等を報告すること。

5 その他

- （1）受託者は、本業務委託実施にあたり、委託者と協議の上進めること
- （2）受託者は、本仕様書、契約約款および関係法令を遵守し、誠実かつ円滑に業務を遂行しなければならない
- （3）本委託事業に係る全ての経費は、委託費に含むものとする
- （4）業務の実施に当たって、事故防止策等、安全の確保に十分配慮すること
- （5）この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受託者とが協議して定める